

(その1)

# 収支報告書

令和4年分  
開催分

(ふりがな) いちたにゆういちろうこうえんかい

1 政治団体の名称 一谷勇一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区加納町4丁目4-15  
KGビル201号

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
一谷 勇一郎

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
柴田 翔平

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
西山 多佳子

(電話) 078-332-3536

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 一谷 勇一郎

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 一谷 勇一郎
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

県内  
131

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,534,989	/
(前年からの繰越額)	534,989	/
(本年の収入額)	3,000,000	/
支 出 総 額	2,517,267	/
翌年への繰越額	1,017,722	/

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,000,000	/
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/1/25	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸		
2	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/5/31	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸		
3	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/12/9	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	3,000,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	3,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	18,932	/	0
(4) 事 務 所 費	923,110	/	0
小 計	942,042	/	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	15,000	/	0
(2) 選 挙 関 係 費	0		0
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	60,225		0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		0
イ 宣 伝 事 業 費	60,225	/	0
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		0
エ そ の 他 の 事 業 費	0		0
(4) 調 査 研 究 費	100,000	/	0
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	300,000	/	0
(6) そ の 他 の 経 費	1,100,000	/	0
小 計	1,575,225	/	0
合 計	2,517,267	/	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	18,932				
	合 計	18,932				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	家賃 2 月分	44,000	R4/1/31	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
2	家賃 3 月分	44,000	R4/2/28	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
3	家賃 4 月分	44,000	R4/3/31	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
4	家賃 5 月分	44,000	R4/4/29	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
5	家賃 6 月分	44,000	R4/5/31	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
6	家賃 7 月分	44,000	R4/6/27	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
7	家賃 8 月分	44,000	R4/7/27	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
8	家賃 9 月分	44,000	R4/8/29	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
9	家賃 10 月分	44,000	R4/9/27	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
10	家賃 11 月分	44,000	R4/10/27	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
11	家賃 12 月分	44,000	R4/11/28	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
12	家賃 1 月分	44,000	R4/12/27	日本維新の会衆議院兵庫県第1選挙区支部	兵庫県神戸市中央区加納町4-4-15KGビル201	
13	弁護士顧問報酬	330,974	R4/3/23	弁護士法人 至道法律事務所	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル5階	振込
14	会計監査報酬	49,895	R4/6/16	あど税理士事務所 金園 英也	大阪府大東市赤井1丁目15番21号 住道グランドビル501号室	振込
15						
	この頁の小計	908,869				
	その他の支出	14,241				
	合 計	923,110				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	「守島正君を励ます会」会費	15,000	R4/12/12	守島正後援会	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋2-4-37-1003	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	15,000				
	その他の支出	0				
	合計	15,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	後援会リーフレット作成費	60,225	R4/4/1	メディカルデザインラボ株式会社	兵庫県神戸市中央区浪花町56起業プラザひょうご内	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	60,225				
	その他の支出	0				
	合計	60,225				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	研修会費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	100,000				
	合計	100,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付金 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	外海開三事務所	100,000	R4/8/18	外海開三事務所	兵庫県神戸市東灘区西岡本6-5-29-402	
2	つじやすひろ後援会	100,000	R4/8/18	つじやすひろ後援会	兵庫県神戸市東灘区深江本町3-9-1-408	
3	三木しんじろう後援会	100,000	R4/8/26	三木しんじろう後援会	兵庫県神戸市中央区日暮通1丁目3-11-1-101	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	300,000				
	その他の支出	0				
	合 計	300,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	借入金返済	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	借入金返済	500,000	R4/2/14	一谷 勇一郎	大阪府大阪市中央区農人橋1-1-29-1807	
2	借入金返済	300,000	R4/6/13	一谷 勇一郎	大阪府大阪市中央区農人橋1-1-29-1807	
3	借入金返済	300,000	R4/12/9	一谷 勇一郎	大阪府大阪市中央区農人橋1-1-29-1807	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,100,000				
	その他の支出	0				
	合 計	1,100,000				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	/

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 15日

政治団体の名称 一谷勇一郎後援会

会計責任者の氏名 柴田 翔平

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)



(印)

## 政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 10 日

一谷勇一郎後援会  
代表 一谷 勇一郎 殿

登録政治資金監査人

金園 英

登録番号

第 5795 号

研修修了年月日

令和 3 年 7 月 9 日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、一谷勇一郎の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。✓
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。✓
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。✓
- (4) この政治資金監査は、一谷勇一郎後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。✓
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。✓
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。✓
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。✓

3 業務制限

—谷勇一郎後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上